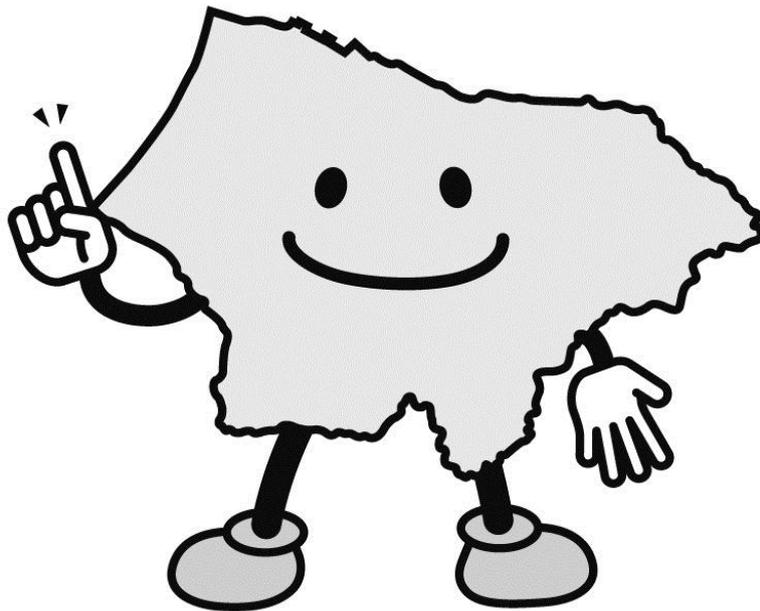


古賀市 市民後見推進検討委員会 報告書



古賀市市民後見推進検討委員会

平成26年11月

目次

| | | |
|------------|------------------------------|----|
| I | 権利擁護の現状と市民後見推進事業 | |
| 1. | 古賀市の市民後見推進事業 | 2 |
| 2. | 権利擁護の現状と課題の把握 | 2 |
| 3. | 古賀市の現状 | 3 |
| (1) | 高齢者人口 | 3 |
| (2) | 介護保険認定者数及び認知症高齢者数 | 3 |
| (3) | 障がい者の状況 | 3 |
| (4) | 成年後見制度の古賀市長申立件数 | 3 |
| (5) | 安心生活サポート事業・日常生活自立支援事業契約者数 | 4 |
| II | 市民後見人のあり方や活動内容、支援方法について | |
| 1. | 古賀市における市民後見人の定義 | 5 |
| 2. | 市民後見人の受任事案 | 5 |
| 3. | 市民後見人の後見受任方法 | 5 |
| (1) | 「個人受任」と「法人受任」 | 5 |
| (2) | 市民後見推進事業と連動した「法人受任」を行う法人 | 6 |
| 4. | 市民後見人養成研修の運営主体 | 6 |
| 5. | 市民後見人の支援内容及び支援方法 | 6 |
| III | 市民後見人養成研修について | |
| 1. | 市民後見人養成研修の募集内容 | 7 |
| 2. | 市民後見人養成研修のカリキュラム | 7 |
| | 市民後見人養成のための基本カリキュラム | 8 |
| IV | 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制について | |
| 1. | 市民後見人が行う身上監護や金銭管理の内容 | 10 |
| 2. | 市民後見人の処遇 | 11 |
| 3. | 市民後見推進事業を安定的に行うための組織体制 | 11 |
| V | 参考資料 | |
| 資料1 | 市民後見推進事業実施要綱 | 13 |
| 資料2 | 市民後見人育成及び活用に向けた取組みについて | 14 |
| 資料3 | 古賀市後見等開始に係る市町の審判請求の手続きに関する規則 | 16 |
| 資料4 | 古賀市市民後見推進検討委員会要綱 | 19 |
| 資料5 | 古賀市市民後見推進検討委員会委員 | 20 |
| 資料6 | 古賀市市民後見推進検討委員会検討内容 | 21 |

I 権利擁護の現状と市民後見推進事業

1. 古賀市の市民後見推進事業

全国的な認知症高齢者等の増加や支援できる親族のいない高齢者の増加により、成年後見制度の必要性は大きくなり、後見活動を担う新たな人材が必要となっている。

そこで、認知症や障がいなどで判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して生活できるように権利擁護体制を整えるため、市民後見人を養成すると共に、市民後見人が安心して安定的な活動を行うための支援体制の構築をする市民後見推進事業を、古賀市において行うこととしている。

【成年後見制度とは】

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分なために不利益を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、その人に代わって、成年後見人等（申立により家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人）が預貯金の管理（財産管理）、日常での様々な契約など（身上監護）を法律面や生活面で支援する制度。

2. 権利擁護の現状と課題の把握

成年後見人等は、親族が減少傾向にあり、親族以外の第三者後見人が増加傾向にある。新たな担い手として期待される市民後見人も増加傾向にあるが、福岡家庭裁判所は、現在のところ市民後見人に個人受任させていないため、法人が受任した案件の中で市民後見活動をすることになる。

【成年後見関係統計：全国】（最高裁判所 成年後見関係事件の概況より）

○表1：成年後見申立件数の推移

| | 申立 件数 | 後見 | 保佐 | 補助 |
|---------|----------|--------|-------|-------|
| 平成 23 年 | 31,402 | 25,905 | 3,708 | 1,144 |
| 平成 24 年 | 34,689 | 28,472 | 4,268 | 1,264 |
| 平成 25 年 | 34,548 | 28,040 | 4,510 | 1,282 |

○表2：申立人と本人との主な関係の推移（件数）

| | 本人 | 配偶者 | 親 | 子 | 兄弟 姉妹 | その他 親族 | 市区町 村長 | うち福岡 家裁管内 |
|---------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----------|--------------|
| 平成 23 年 | 2,217 | 2,438 | 1,912 | 11,867 | 4,374 | 4,360 | 3,680 | 97 |
| 平成 24 年 | 2,672 | 2,425 | 2,010 | 12,383 | 4,791 | 4,772 | 4,543 | 99 |
| 平成 25 年 | 3,143 | 2,251 | 1,809 | 11,866 | 4,682 | 4,588 | 5,046 | 98 |

○表3：成年後見人等と本人との関係（件数）

| | 親族 | 弁護士 | 司法 書士 | 社会 福祉士 | その他 専門職 | その他 法人 | 市民 後見人 | その他 個人 |
|---------|--------|-------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 平成 23 年 | 16,420 | 3,278 | 4,872 | 2,740 | 778 | 1,122 | 92 | 205 |
| 平成 24 年 | 15,661 | 4,613 | 6,382 | 3,121 | 900 | 1,286 | 118 | 161 |
| 平成 25 年 | 14,064 | 5,870 | 7,295 | 3,332 | 945 | 1,519 | 167 | 129 |

3. 古賀市の現状

(1) 高齢者人口

高齢者人口は年々増加しており、平成 26 年 3 月末現在では 4.5 人に 1 人が高齢者となっている。また、高齢者のみの世帯、ひとり暮らし高齢者世帯も増加傾向にあり、権利擁護や地域で見守る体制づくり、介護予防の取り組み等の必要性が高まっている。

| 項目 | 単位 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-----------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 人口 | 人 | 58,775 | 59,004 | 58,757 | 58,324 |
| 内、高齢者人口(65 歳以上) | 人 | 11,049 | 11,649 | 12,307 | 13,051 |
| 高齢化率 | % | 18.8 | 19.7 | 20.9 | 22.4 |
| 高齢者のみの世帯 | 世帯 | 4,921 | 5,235 | 5,581 | 5,950 |
| 内、ひとり暮らし高齢者世帯 | 世帯 | 2,338 | 2,489 | 2,699 | 2,887 |

(各年 9 月末現在)

(2) 介護保険認定者数及び認知症高齢者数

高齢者人口の増加に伴い、介護保険認定者数、認知症高齢者数も増加傾向にある。

| 項目 | 単位 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|----------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 介護保険認定者数 | 人 | 1,623 | 1,724 | 1,851 | 1,949 |
| 内、認知症高齢者数 (日常生活自立度Ⅱ以上)※ | 人 | 966 | 987 | 1,040 | 1,105 |

(各年 9 月末現在)

※ 認知症高齢者の日常生活自立度（高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するための指標。）で、「日常生活自立度Ⅱ」とは、日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意をすれば自立できる状態。

(3) 障がい者の状況

療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数から、成年後見制度を利用する可能性がある知的障がい者、精神障がい者数を把握すると、増加傾向にある。

| 項目 | 単位 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 |
|-----------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 療育手帳所持者数 | 人 | 304 | 328 | 354 | 370 |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者数 | 人 | 243 | 251 | 265 | 290 |

(各年 3 月末日現在)

(4) 成年後見制度の古賀市長申立件数

本人が成年後見の申立をできない場合で、申立をする親族がない場合、市長が申立をすることができる。件数は少ないが、ひとり暮らし高齢者の増加の傾向等から、今後市長申立が増加することが予測される。

| 項目 | 単位 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----|----------|----------|----------|----------|
| 高齢者 | 件 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 精神障がい者 | 件 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障がい者 | 件 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 件 | 1 | 2 | 0 | 1 |

(平成 26 年度は平成 26 年 10 月末現在)

(5) 安心生活サポート事業・日常生活自立支援事業契約者数

安心生活サポート事業・日常生活自立支援事業は、日常生活に不安がある高齢者や障がい者が自立した生活ができるように、社会福祉協議会との契約により相談、金銭管理、財産保全を行う事業であり、成年後見制度を利用する一歩手前の制度となっている。

契約者は年々増加傾向にあり、約半数は高齢者であるが、残りの半数を障がい者や65歳未満で障がいの認定を受けていない人が占めており、幅広い対象の権利擁護事業として機能している。また、課題の多いケースも増加しており、契約後の支援回数も増加している。

①契約者数

| 項目 | 単位 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|-------------------------|----|--------|--------|--------|--------|
| 安心生活サポート事業 (古賀市社協契約) | 人 | 22 | 29 | 32 | 37 |
| 日常生活自立支援事業 (福岡県社協契約) | 人 | 8 | 9 | 11 | 13 |
| 合計 | 人 | 33 | 38 | 43 | 50 |

②平成25年度の契約者数内訳

| 項目 | 単位 | 高齢者 | 精神障がい者 | 身体障がい者 | 知的障がい者 | その他※ |
|------------|----|-----|--------|--------|--------|------|
| 安心生活サポート事業 | 人 | 22 | 6 | 3 | 0 | 6 |
| 日常生活自立支援事業 | 人 | 5 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| 合計 | 人 | 27 | 8 | 3 | 2 | 10 |

※ その他：65歳未満で障がいの認定を受けていない人

Ⅱ 市民後見人のあり方や活動内容、支援方法について

1. 古賀市における市民後見人の定義

資格は持たないものの、社会貢献への意欲が高い一般市民で、成年後見に関する一定の知識や技術、姿勢を身に付けて後見活動を行う者である。

なお、市民後見人は、市民として市民を権利擁護の面から支援する活動を行うことから、地域包括ケアシステム（高齢者が地域で自立した生活を送れるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する仕組み）の担い手の一つとして、その活躍が大きく期待される。

【成立要件として】

- ① 法律の専門職ではない一般市民が担い手
- ② ボランティア精神に基づく市民後見活動を通してまちづくりに参加
- ③ 行政が関与する支援組織による市民後見人養成と活動支援
- ④ 市民としての特性を活かした後見活動
- ⑤ 家庭裁判所から選任された第三者後見人（個人受任の場合）

2. 市民後見人の受任事案

市民後見人が個人受任する場合は、困難性があるものは難しいが、法人受任案件の後見活動の一部を担う場合は、法人による適切な支援体制があれば、高額な財産を所有している場合や困難性がある場合も受任が可能である。

【市民後見人が受任可能な事案】

- ① 資産状況：高額な財産を所有せず、多額の債務もないもの（個人受任の場合）
- ② 居住状況：安定的な居住が確保されているもの
- ③ 生活状況：身上監護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
- ④ 親族状況：親族がいる場合には、親族間の紛争性がないもの
- ⑤ 支援体制：市民後見人の支援体制が取れていない場合は、ケアマネジャー等、本人を支援するキーパーソンがおり、主体的な関わりがあるもの

3. 市民後見人の後見受任方法

(1) 「個人受任」と「法人受任」

市民後見人が後見活動をするには、家庭裁判所から直接選任される「個人受任」と、法人が家庭裁判所から選任された「法人受任」案件の後見活動の一部を担う場合とがある。下表の理由から、当面の間は「法人受任」が望ましい。

| | メリット | デメリット | 備考 |
|----------------|---|---|--------------------------------|
| 「法人受任」の一部を担う場合 | ・組織的な対応で活動上の安心感が高い。 ・虐待事案など市長申立事案の受け皿として期待される。 | ・組織的な管理が強くなる（リスク管理ができ、メリットとも言える） ・法人として決裁するので判断が遅くなる傾向がある。（決裁を早くする基準を定める必要がある） | ・法人受任の上、法人との雇用契約で、支援員等として活動する。 |
| 「個人受任」の場合 | ・後見活動の自由度が高い。（その分、リスクは高い。） | ・一人で活動するには負担が大きい。 | ・福岡家庭裁判所が、個人受任を認めていない。 |

(2) 市民後見推進事業と連動した「法人受任」を行う法人

市民後見推進事業と連動した「法人受任」を行う法人は、下記の条件や古賀市における権利擁護事業の実績から古賀市社会福祉協議会が望ましい。

【受任する法人の条件】

- ① 成年後見に取り組む目的が、地域全体の福祉に寄与する団体であること。
- ② 実施要綱等の整備及び法人運営委員会等の設置がされていること。
- ③ 弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士等の複数の専門職後見人と連携できる団体であること。
- ④ 市民後見人の支援体制が整備できる団体であること。
 - ア) 市民後見人に対し、随時の相談対応と、協力や支援ができること。
 - イ) 市民後見人に対し、定期的に身上監護面及び財産管理面の視点に立った後見業務の確認をする等、監督業務を遂行できること。
 - ウ) 市民後見人が、新しい情報や知識を得るために、継続的な研修と情報提供ができること。また、専門職を交えた事例検討会が実施できること。
- ⑤ 家庭裁判所、市町村、専門職等との協力関係の基盤が整備できること。
- ⑥ 被後見人等の財産管理について、組織として、管理・監督できる体制（複数で被後見人等の意思を確認する等）を整備できること。
- ⑦ 業務に関する透明性が担保され、個人情報保護されていること。

4. 市民後見人養成研修の運営主体

市民後見人養成後の活動（法人受任案件の後見活動の一部を担う）と密接な関係にあるため、古賀市社会福祉協議会が望ましい。

5. 市民後見人の支援内容及び支援方法

市民後見人が安心して後見活動を行うためには、下記のような支援体制が必要である。

【支援体制として求められること】

- ① 随時の相談対応や支援、法・医療・福祉の専門職等に相談できる場の確保（【法】弁護士・行政書士・司法書士、【医療】医師、【福祉】社会福祉士・精神保健福祉士・市担当者）
 - ア) 休日・夜間も含め、専門職後見人へ相談できる体制の確保
 - イ) 書式の変更や研修の開催などの情報提供
- ② 後見人に対する監督業務
 - ア) 定期的（6ヶ月毎等）な後見活動報告や財産目録の提出、確認
 - イ) 監督の視点…【身上監護面の確認点】訪問頻度、被後見人との会話や身体状況、施設の担当者との会話や情報交換の状況、住居環境の変化、入所先や入院先での本人の意向等。
【財産管理面の確認点】当初又は前回との収支の変化がわかる財産目録・通帳、金銭出納帳、請求書、領収書等の内容確認、手元現金額の提出・提示。
- ③ 公的な財政措置、後見報酬、活動経費、賠償責任保険の保険料
- ④ 市民の理解を得るための啓発活動
- ⑤ 継続的な研修の実施（養成研修を受けて、法人受任の後見活動を担うまで数年かかる場合もあるため、事例検討会やスキルアップ研修が大切。）
- ⑥ 他機関との交流の機会の提供
- ⑦ 市民、地域包括支援センター、障がい者相談窓口、ケアマネジャー、介護保険・障がい福祉サービス事業者等と連携を図り、支えあいの体制をつくることが重要。
- ⑧ 休日・夜間の連絡体制の確保

Ⅲ 市民後見人養成研修について

1. 市民後見人養成研修の募集内容

市民後見人養成研修の募集は、古賀市の現状を考慮して、古賀市が古賀市社会福祉協議会に委託し、下記内容で行うことが望ましい。

【市民後見人養成研修の募集内容】

- ① 募集人数：30人程度（活動する人の養成を中心に考え、多数にしない。）
- ② 年齢：20歳以上69歳以下（報告書の作成等パソコン作業があるため、あまり高齢になると難しい。民生委員の定年の75歳を活動の上限とし、69歳を募集の上限とする。）
- ③ 受講料：テキスト代相当（実費として負担を求める。完全無料にはしない。）
- ④ 応募要件：
 - ア）古賀市在住又は古賀市内に勤務している人
 - イ）原則として全てのカリキュラムを受講できる人
（実際の活動を考えると、遅刻や欠席のある人は適さない。受講開始時に、無断欠席不可、ある程度の時間までは認める等の基準を明示したほうがよい。）
 - ウ）高齢者及び障がい者に対する地域後見活動に理解と熱意がある人
 - エ）社会後見活動としての成年後見業務に従事することを希望する人
（活動前提で募集する。）
- ⑤ 応募方法：応募用紙を記入し、窓口、郵送、FAX等で行う。（応募用紙には、前職、資格、得意なこと、やりたいこと等を記載してもらおうと、他業務との連携をとることが可能となる。）

2. 市民後見人養成研修のカリキュラム

市民後見人養成研修のカリキュラムは、厚生労働省の基本カリキュラムをベースに、福岡市等の先進事例を参考に検討する。なお、養成研修は平成27年度から実施する。

【カリキュラムを検討する際に考慮すること】

- ① 市民後見人は、対人援助、コミュニケーション技術、対象者理解の知識や能力が特に求められる。
- ② 研修の序盤から、グループ演習等で受講生同士がコミュニケーションをとれる内容を入れることで、実際の後見活動が横のつながりを持って行いやすくなる。
- ③ 講義の後すぐに、講義のテーマに沿った事例検討を行う等の流れをつくると、集中して受講しやすい。（80分講義をして、40分事例検討等）
- ④ 障がい者、高齢者の施設実習や、日常生活自立支援事業の同行実習は、受講生が積極的に取り組む傾向がある。
- ⑤ 知的障がい者、精神障がい者は、普段の作業や活動を一緒に行うような実習によりコミュニケーションのとり方等を学ぶことが大切である。ヘルパー利用時の同行実習も効果的だと思われる。なお、実習の場合は、対象者の特性に応じた配慮が必要である。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位（講義・実務・演習） + 11 単位（体験学習 + レポート作成）
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位 = 60 分

基礎研修 21 単位 / 1260 分

◆市民後見概論 3 単位 / 180 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|--------|--------|------|-------|
| 1 | 市民後見概論 | 市民後見概論 | 3 単位 | 180 分 |

◆対象者理解 4.5 単位 / 270 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|-------|------------|--------|-------|
| 2 | 対象者理解 | 高齢者・認知症の理解 | 2.5 単位 | 150 分 |
| 3 | | 障がい者の理解 | 2 単位 | 120 分 |

◆成年後見制度の基礎 4 単位 / 240 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|----------------|--|--------|------|
| 4 | 成年後見制度の基礎 | 成年後見制度概論 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 5 | （どこかで消費者保護） | 成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度 | 1 単位 | 60 分 |
| 6 | ※ 地域づくりの担い | 成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度 | 0.5 単位 | 30 分 |
| 7 | 手であるという視点で | 成年後見制度と市町村責任 | 0.5 単位 | 30 分 |
| 8 | の話ができる講師が望ましい。 | 地域福祉・権利擁護の理念 / 日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業 | 0.5 単位 | 30 分 |

◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|-------|-----|------|------|
| 9 | 民法の基礎 | 家族法 | 1 単位 | 60 分 |
| 10 | | 財産法 | 1 単位 | 60 分 |

◆関係制度・法律（当該市町村・地域の取組現状） 5.5 単位 / 330 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|--------------------------------|--|--------|------|
| 11 | 関係制度・法律 （当該市町村・地域の取組 現状） | 介護保険制度 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 12 | | 高齢者施策 / 高齢者虐待防止法 | 1 単位 | 60 分 |
| 13 | | 障害者施策 / 障害者虐待防止法等 | 1 単位 | 60 分 |
| 14 | | 成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 15 | | 税務申告制度等 | 0.5 単位 | 30 分 |

◆市民後見活動の実際 2 単位 / 120 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|-----------|----------------------------|------|------|
| 16 | 市民後見活動の実際 | 後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制 | 1 単位 | 60 分 |
| 17 | | 現役市民後見人による実践報告 | 1 単位 | 60 分 |

実践研修 29 (31 補講) 単位/1080 (1200 補講) 分 + α (体験学習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2 単位/120 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|---------|---------|------|-------|
| 18 | 対人援助の基礎 | 対人援助の基礎 | 2 単位 | 120 分 |

◆体験実習 (フィールドワーク) 8 単位/1 日半+30 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|-------|--------------|--------|-------|
| 19 | 体験実習① | 体験実習についての留意点 | 0.5 単位 | 30 分 |
| 20 | 体験実習② | 後見人の後見業務同行 | 2.5 単位 | 約半日 |
| 21 | 体験実習③ | 施設実習 | 5 単位 | 約 1 日 |

※後見人の後見業務同行 (安心生活サポート事業等の同行) は、長期間になることに注意する。

※施設実習は、当日だけではなく、可能であれば事前に施設と受講生の打合せをする。

◆家庭裁判所の役割 (いずれか選択) 1.5 単位/90 分 あるいは 約半日

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|-----------|----------|--------|------|
| 22 | 家庭裁判所の役割① | 家庭裁判所の実際 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 23 | 家庭裁判所の役割② | 家庭裁判所見学 | 1.5 単位 | 約半日 |

◆成年後見の実務 9.5 単位/570 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|----------|------------------|--------|-------|
| 24 | 成年後見の実務① | 申立書類の作成 | 2 単位 | 120 分 |
| 25 | 成年後見の実務② | 財産目録の作成 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 26 | 成年後見の実務③ | 後見計画・収支予定の作成 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 27 | 成年後見の実務④ | 報告書の作成 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 28 | 成年後見の実務⑤ | 後見付与申立の実務 | 1.5 単位 | 90 分 |
| 29 | 成年後見の実務⑥ | 後見事務終了時の手続き/死後事務 | 1.5 単位 | 90 分 |

◆課題演習 (グループワーク) 5 単位/300 単位

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|-------|---------|------|-------|
| 30 | 課題演習 | 事例報告と検討 | 5 単位 | 300 分 |

◆レポート作成 3 単位

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|---------|------------------|------|----|
| 31 | レポート作成① | 志望動機書 (エントリーシート) | — | — |
| 32 | レポート作成② | 体験実習の報告書作成 | 2 単位 | — |
| 33 | レポート作成③ | 市民後見人像 | 1 単位 | — |

◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位/120 分

| NO | 研修テーマ | 科目 | 単位 | 時間 |
|----|---|------------------|--------|------|
| 34 | 当該市町村・地域の現状 (市町村における研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略) | 介護保険・高齢者施策への取組状況 | 0.5 単位 | 30 分 |
| 35 | | 障がい者施策への取組状況 | 0.5 単位 | 30 分 |
| 36 | | 地域資源への取組状況 | 0.5 単位 | 30 分 |
| 37 | | 社会資源 | 0.5 単位 | 30 分 |

※補講の内容はとても重要なので、序盤の内容に含めることも検討する。

Ⅳ 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制について

1. 市民後見人が行う身上監護や金銭管理の内容

法人受任の一部の後見活動を担う市民後見人は、定期業務を中心に行うが、その他の業務についても、将来の個人受任や事務局の事務軽減を見据え、下記の後見業務分担（案）のとおり、できるだけ同行や書類作成をしてもらうようにする。

【後見業務分担（案）】

| | | 業務の種類 | 市民 後見人 | 事務局 | 備考 |
|------------------|----|----------------|-----------|-----|--|
| 就任時 手続き 関連 | 1 | 支援計画作成、役割分担 | △ | ○ | できるだけ一緒に行う。 (将来的には市民後見人が主担当でできるようにする) |
| | 2 | 住所変更等諸手続き | △ | ○ | |
| | 3 | 金融機関等手続き | △ | ○ | |
| | 4 | 社会保険等手続き | △ | ○ | |
| | 5 | 財産関連調査 | △ | ○ | |
| | 6 | 病院、施設等打ち合わせ、調整 | △ | ○ | |
| 定期 業務 | 7 | 身上監護、定期訪問 | ○ | | |
| | 8 | 支払い(入院費等) | ○ | | |
| | 9 | 業務報告、収支報告 | ○ | | |
| | 10 | 介護計画等確認・同意 | ○ | ○ | 初めは一緒に行う。 |
| 随時 業務 | 11 | 突発的対応 | ○ | ○ | 一緒に行う。 |
| | 12 | 転入院、転入所の本人支援 | △ | ○ | できるだけ一緒に行う。 (将来的には市民後見人が主担当でできるようにする) |
| | 13 | 施設入所等契約手続き、対応 | △ | ○ | |
| | 14 | 不動産、動産等処分 | △ | ○ | |
| | 15 | 不動産保存管理 | △ | ○ | |
| | 16 | 郵便物の管理 | △ | ○ | |
| 法務局 | 17 | 登記手続き(変更、終了) | | ○ | |
| 家裁 提出 書類 | 18 | 就任時報告 | | ○ | |
| | 19 | 随時報告 | | ○ | |
| | 20 | 定時報告(年1回) | | ○ | |
| | 21 | 終了報告 | | ○ | |
| | 22 | 報酬付与の申立 | | ○ | |
| | 23 | 居住用不動産処分許可の申立 | | ○ | |
| その他 | 24 | 法定相続人調査 | | ○ | |
| | 25 | 医療同意 | △ | ○ | できるだけ一緒に行う。 |
| | 26 | 死後事務処理等 | △ | ○ | |

※ 業務を円滑に行うため、業務分担に関してはさらに細かく整理しておく必要がある。

※ 事務局での事務決裁を早くできるように、事前に決裁の方法を決めておく必要がある。

2. 市民後見人の処遇

市民後見人は、法人受任案件毎に法人と雇用契約を行うことが望ましい。

【市民後見人の処遇に関して考慮すること】

- ① 賃金等は、安心生活サポート事業の生活支援員の賃金等を参考に、業務内容を勘案して決定する。
- ② 市民後見人の後見活動は社会貢献活動との位置づけから、定期業務や事務局から依頼した業務については賃金を支払い、随時見守りはボランティアでも可能。ただし、業務内容の線引きはあらかじめ文書にて決めておくことが必要。
- ③ 被後見人と直接関ることから、必ず保険に入ること。
- ④ 法人受任の件数等の関係から、後見業務を直ちに担うことは難しいため、生活支援員として活動してもらい、スキルとモチベーションの向上を図る。

3. 市民後見推進事業を安定的に行うための組織体制

市民後見推進事業を安定的に行うためには、法人受任を行う法人において、市民後見人養成後の登録、支援、受任調整等を行う体制づくりが必要である。なお、後見業務全体と連動した組織体制として、後見業務の総合相談支援の機関である成年後見センターの設置も視野に入れて検討する必要がある。

【市民後見事業を安定的に行うための組織体制の案】

| 項目 | 内容 |
|-----------|--|
| 組織体制の構築方法 | 古賀市が古賀市社会福祉協議会に委託 (委託理由:古賀市社会福祉協議会は独自事業で権利擁護事業である安心生活サポート事業を行っており、円滑に法人受任や市民後見推進を行うことが可能であるため。) |
| 委託時期 | 市民後見人養成研修終了後 |
| 委託内容 | <p>①市民後見活動の支援のみ委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人養成研修の実施 ・市民後見人の登録及び登録簿の管理 ・市民後見人の受任調整 ・市民後見人の適正な活動のための支援 (相談、研修、活動内容確認、助言等) ・その他、市民後見人の活動の推進に関すること <p>※古賀市社会福祉協議会の独自事業として、法人後見受任 (運営委員会、家庭裁判所との調整等)</p> <p>②成年後見センターとして委託する場合(上記に追加する業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や権利擁護に関する相談支援 ・成年後見申立支援 ・成年後見制度や権利擁護に関する啓発 (研修会、講演会、出前講座、広報等) ・市長申立支援 ・その他、成年後見制度や権利擁護に関すること |
| 人員体制 | 社会福祉士等 0.5名~1名 |
| 備考 | 法人受任の後見人報酬があればその額を委託料から差し引く |

【市民後見事業を安定的に行うための組織体制構築に考慮すること】

- ① 成年後見センターは初めから設置するのではなく、法人受任で数年実績をつくった後に設置したほうが円滑に開始できるのではないか。
- ② 成年後見センターは権利擁護業務を担うことになるため、虐待関係も対応していくことになる。
- ③ 身寄りのない方の死後事務についても検討する必要がある。
- ④ 市長申立支援は、法人後見と連動した取組が必要であるので、法人後見開始時に市長申立支援を担うほうがよいのではないか。

V 参考資料

資料1 市民後見推進事業実施要綱（厚生労働省ホームページより）

1 目的

認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まってきており、その需要はさらに増大することが見込まれる。

また今後、成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定される。

したがって、こうした成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人（以下「専門職後見人」という。）がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の市民を含めた後見人（以下「市民後見人」という。）を中心とした支援体制を構築する必要がある。

このため、認知症の人の福祉を増進する観点から、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進する事業であって、全国的な波及効果が見込まれる取組を支援するものである。

2 実施主体

（1）本事業の実施主体は、市町村とする。

ただし、実施主体は、市町村社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

3 事業内容

（1）市民後見人養成のための研修の実施

ア 研修対象者

市民後見人として活動することを希望する地域住民

イ 研修内容等

市町村は、それぞれの地域の実情に応じて、市民後見人の業務を適正に行うために必要な知識・技能・倫理が修得できる内容である研修カリキュラムを作成するものとする。

（2）市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 市民後見人の活用等のための地域の実態把握

イ 市民後見推進のための検討会等の実施

（3）市民後見人の適正な活動のための支援

ア 弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

イ 市民後見人養成研修修了者等の後見人候補者名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築

（4）その他、市民後見人の活動の推進に関する事業

資料2 市民後見人の育成及び活用に向けた取組について（抜粋）

平成24年3月27日事務連絡
厚生労働省老健局高齢者支援課

標記については、昨年6月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第32条の2第1項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第2項）され、本年4月1日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。

市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、NPO法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

2. 養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成23年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるため、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに4月中旬を目途に掲載されますので参考にしてください。

3. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

4. その他必要な措置

（1）養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

（2）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

5. 「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成24年度予算案において実施か所数を40か所に倍増しているため、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

資料3 古賀市後見等開始に係る市長の審判請求の手續に関する規則（抜粋）

平成15年12月25日規則第27号
改正 平成23年12月27日規則第28号

（目的）

第1条 この規則は、市長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2に規定する審判の請求（以下「審判請求」という。）を行う場合における手續等を定めることを目的とする。

（審判請求の種類）

第2条 市長が行う審判請求の種類は、次のとおりとする。

- （1） 民法（明治29年法律第89号）第7条に規定する後見開始の審判
- （2） 民法第11条に規定する保佐開始の審判
- （3） 民法第13条第2項に規定する保佐人の同意権の範囲を拡張する審判
- （4） 民法第15条第1項に規定する補助開始の審判
- （5） 民法第17条第1項に規定する補助人に同意権を付与する審判
- （6） 民法第876条の4第1項に規定する保佐人に代理権を付与する審判
- （7） 民法第876条の9第1項に規定する補助人に代理権を付与する審判

（改正（平23規則第28号））

（審判請求の考察事項）

第3条 市長は、審判請求を行うに当たっては、審判の対象者（以下「本人」という。）に関し、次に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- （1） 本人の事理を弁識する能力の程度
- （2） 本人の生活及び健康の状況
- （3） 本人の配偶者及び四親等内の親族（以下「親族等」という。）の存否並びに親族等による本人保護の可能性の有無
- （4） 本人又は親族等が審判請求を行う見込み
- （5） 本人の生活の維持、資産の管理等における後見等の具体的な必要性

（本人及び親族等の調査）

第4条 市長は、前条の考察を行うに当たり、本人と面談し、本人の健康及び精神の状態並びに親族等の状況等について調査を行うものとする。

（親族等への情報提供等）

第5条 第3条第4号において本人の親族等が審判の請求を行う意思を有する場合には、必要に応じて、本人の状況等の情報を当該親族等に提供することができる。

2 前項の規定により、情報の提供を行う場合は、古賀市個人情報保護条例（平成14年条例第23号）を遵守し、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

（審判請求の手續）

第6条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用等の手續は、本人に係る審判を管轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第7条 市は、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審

判請求費用」という。)を負担する。

(審判請求費用の求償)

第8条 市長は、審判請求費用に関し、本人又は親族等が負担すべき特別の事情があると判断した場合、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条に規定する命令に関する職権発動を促す申立てを家庭裁判所に対し行うものとする。

(成年後見人等に係る報酬の助成)

第9条 市長は、第2条に規定する審判により、成年後見人、補佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)が選任された場合であって、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を助成するものとする。

- (1) 現に生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受けている者
- (2) 当該選任された成年後見人等の報酬に係る費用を負担することで生活保護法に規定する要保護者となる者
- (3) その他成年後見人等の報酬に係る費用の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にあると市長が認める者

(追加(平23規則第28号))

(助成額)

第10条 成年後見人等の報酬に係る助成額は、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬額とする。ただし、施設に入所している者及び在宅生活の見込みのない長期入院中の者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を上限とする。

(追加(平23規則第28号))

(成年後見人等の支援に対する助成の申請)

第11条 第9条の助成を受けることができる者は、該当者又は該当者の成年後見人等とし、古賀市成年後見制度報酬助成申請書(様式第1号)に後見、補佐又は補助の開始の事実が確認できる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(追加(平23規則第28号))

(助成の決定)

第12条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請者についてその必要性の可否を決定し、古賀市成年後見制度報酬助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(追加(平23規則第28号))

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、当該助成金を助成金の決定を受けた者(以下「利用者」という。)又は利用者の成年後見人等が指定した預金口座に振り込むものとする。

(追加(平23規則第28号))

(成年後見人等の報告義務)

第14条 成年後見人等は、利用者の資産状況又は生活状況に変化が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(追加(平23規則第28号))

(助成の変更及び中止)

第15条 市長は、前条の規定による届出により、利用者の資産状況又は生活状況が著しく変化した場合で、助成の理由が消滅したと認めるときは、助成を変更又は中止するものとする。

(追加(平23規則第28号))

(助成金の返還)

第16条 市長は、利用者が虚偽の申請その他の不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(追加(平23規則第28号))

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(繰下げ(平23規則第28号))

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月27日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

平成26年6月18日告示第113号

(設置)

第1条 古賀市における市民後見人（民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人として活動する市民をいう。以下同じ。）の養成及び支援体制を構築するため、古賀市市民後見推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 市民後見人のあり方や活動内容に関する事項
- (2) 市民後見人養成のための研修に関する事項
- (3) 市民後見人の適正な活動のための支援に関する事項
- (4) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民後見人の活動の推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、10名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弁護士
- (2) 市民後見人に関して識見を有する者
- (3) 高齢者施設の職員
- (4) 障がい者相談機関の職員
- (5) 古賀市社会福祉協議会の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する所掌事務が完了した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝礼及び費用弁償)

第7条 委員の謝礼及び費用弁償については、次の各号に掲げる額とする。ただし、古賀市社会福祉協議会の職員には支給しない。

(1) 謝礼 日額4,000円(ただし、会長は5,000円)

(2) 費用弁償 日額2,500円

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部介護支援課及び同部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

資料5 古賀市市民後見推進検討委員会委員

| 要綱第3条 | 所属 | 氏名 |
|----------------------|---|--------|
| (1) 弁護士 | 岩城法律事務所 弁護士 | 岩城 和代 |
| (2) 市民後見人に関して識見を有する者 | 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉課 事業開発担当主任 社会福祉士 | 栗田 将行 |
| (3) 高齢者施設の職員 | 社会福祉法人敬愛会 みどり苑ケアプランステーション 主任介護支援専門員・社会福祉士 | 大久保 康裕 |
| (4) 障がい者相談機関の職員 | 医療法人恵愛会 地域活動支援センター「みどり」 施設長 | 占部 幸子 |
| | 社会福祉法人福岡コロニー 古賀市障害者生活支援センター「咲」 主任 | 下川 由貴子 |
| (5) 古賀市社会福祉協議会の職員 | 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会 総務・地域課 総務係長 社会福祉士 | 多田 祐二 |
| 事務局 | 介護支援課長 | 森下 早苗 |
| | 介護支援課包括支援センター係長 | 坂井 義伸 |
| | 介護支援課包括支援センター係 業務主査 | 福田 令子 |
| | 介護支援課包括支援センター係 社会福祉士 | 満田 恵 |
| | 福祉課障害者福祉係長 | 坂元 洋一郎 |

資料6 古賀市市民後見推進検討委員会検討内容

| 開催日 | 検討内容 |
|--------------------|---|
| 第1回 平成26年7月22日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見推進事業の概要 2. 権利擁護の現状と課題の把握 3. 福岡市の市民後見推進事業の現状 |
| 第2回 平成26年8月19日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見人の定義 2. 市民後見人の受任事案 3. 市民後見人の後見受任方法 4. 市民後見人養成研修の運営主体 5. 市民後見人の支援内容及び支援方法 |
| 第3回 平成26年9月22日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見人養成研修の募集内容 2. 市民後見人養成研修のカリキュラム 3. 市民後見人養成研修の開催日程 |
| 第4回 平成26年10月22日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 市民後見人が行う身上監護や金銭管理の内容 2. 市民後見人の処遇 3. 市民後見推進の組織体制 |
| 第5回 平成26年11月18日 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 古賀市市民後見推進検討委員会総括 (報告書作成) |